外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の国又は地域名欄中「ガーンジィ」を「ガーンジー」に、「ジャージィー」を「ジャージー」に改める。

別紙様式第三十三及び第三十四中「ガーンジィ」を「ガーンジー」に、「ジャージィー」を「ジャージー」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

○財務省令第三十三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条の四の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　財務大臣　片山さつき

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託契約の受益者から除かれる者） **第十二条の二**　令第十一条の四に規定する財務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約 八　［略］	（信託契約の受益者から除かれる者） **第十二条の二**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約 八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令第十二条の二第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に効力が生ずる公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（同法附則第四条第一項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）に係る信託契約について適用し、施行日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

○財務省令第三十四号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　　財務大臣　片山さつき

財務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成五年大蔵省令第三十六号）は、廃止する。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一	削除	削除

別表第一第四五号、別表第二第四六号、別表第三第一〇号及び別表第四第七号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改める。